

住宅の真下にトンネルいらない！

第4回口頭弁論 (2019.1.15)

■ 大法廷を埋め尽くす傍聴者！ 次回も満席に

東京外環道訴訟の第4回口頭弁論が2019年1月15日(火)14時から東京地裁103号法廷で開かれました。100席の傍聴席がほぼ満席になり感謝いたします。



■ 4人の原告が口頭で陳述しました

右陪席裁判官が交代しての「弁論更新」は、通常は一言で終わるところを、第2回と3回に意見陳述した2名の原告が改めて口頭で陳述。その後、新たに2名の原告が自治体議員の立場から国・事業者の姿勢は住民の生命と安全に責任を負う基礎自治体を軽視していると意見陳述。弁護団（武内更一弁護士・遠藤憲一弁護士）は、今回提出した準備書面の要点について、地下トンネル工事による地盤沈下・陥没の危険性を弁論、また、被告国に客観的根拠を出すことを求めました。

被告からは、野川の気泡は危険でないと言主張する準備書面が出されました。これについては、根拠不十分なため更なる釈明を求める予定です。

■ 熱気あふれる報告集会

衆議院第2議員会館での報告集会には、60名超の参加。国会議員や秘書の皆様にも駆けつけていただきました。

支える会代表からお礼の挨拶、意見陳述を行った原告から感想、両弁護士からも傍聴が公正な裁判の力になるとの感謝の言葉に続き、法廷のやり取りの説明、質疑応答、意見交換が行われました。

東名JCTからの工事強行への抗議書を採択し、また、1月26日の大泉JCTでのシールドマシン発進式への抗議行動への参加を呼びかけました。

原告の思い

山田 耕平

住民の生命と安全を軽視

私は現在、杉並区議会議員を務めています。

この間の、とりわけ深刻な事態は、酸欠ガスの地上への噴出と地下水の複数箇所での噴出です。国・事業者は、大深度地下使用は「地上部に影響を与えない」と、再三、説明してきましたが、現実には、自ら「想定外」と認める地上への重大な影響が発生しています。

地上に噴出した酸欠ガスは、酸素濃度が極めて低く、一呼吸すれば瞬時に昏倒し、死亡しかねません。

計画沿線の善福寺池では、昨年子どもたちが水辺で川遊びをすることができるようになりました。子どもたちが遊ぶ水辺で酸欠ガスが発生すれば、取り返しのつかない事態になります。近隣の母親は「子どもへの影響が心配で気軽に近寄れなくなる」との声を寄せており、不安の声は高まっています。

地上への重大な事象が発生している事そのものが大深度法の大前提を崩すものであり、許されないことです。

さらに、国・事業者は、沿線住民等から出されている様々な質問や要望に対し説明責任を果たしておらず、杉並区からも、再三、改善を求める意見が挙げられています。酸欠ガスの発生等についても、沿線自治体での説明会が未開催のまま、本年1月中旬にも工事を再開。この事態に、杉並区の所管課長は「このような進め方をされては困ると国に伝えた」と、厳しい口調で語っています。

国・事業者の姿勢は、住民の生命と安全に責任を負う基礎自治体を軽視するもので、到底認められません。

大深度法の前提は崩れており、大深度地下使用認可の無効・取り消しと共に、地方自治体の独立性や住民自治を歪めている外環道計画の問題を正すべく、賢明な判断をお願いします。



遅野井川親水施設
(善福寺公園)

2019年

5月14日(火) 14:00~14:30

東京外環道訴訟

第5回口頭弁論

● 傍聴に来てください ●

東京地裁103号法廷

地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅A1出口

終了後15:00~報告集会開催

衆議院第2議員会館 第1会議室

武内更一弁護士の弁論

地下トンネル工事による地盤沈下及び 陥没の危険性

本件事業は、住宅密集地の地下に大規模な道路トンネルを設置するものであり、工事中及び工事後の崩落事故やトンネルの上や周辺で地表の陥没や大規模な地盤沈下が発生する危険性があり違法だ。

施工中の事故発生事例がいくつもある。

- (1) 2012年(平成24)2月7日に、岡山県倉敷市で鹿島建設(株)が施工していたシールドトンネル内で発生した内壁の損壊・水没で作業員5名が溺死した。
- (2) 首都高速道路(株)が施行した中央環状品川線の工事について、同年8月下旬、「南品川換気所」の建物と本線トンネルとを連結する避難路を非開削で施工していた際、土圧の増大によりトンネルが崩壊に瀕した。
- (3) 同年9月22日には、パイプルーフ・NATM併用工法により地中拡幅工事が行われていた「五反田出入口」で出水事故が発生し、地表の道路に「幅3m程度、長さ5m程度、深さ3m程度」の陥没が生じた。
- (4) 「首都高速道路横浜北線」(横羽線～第三京浜)の「馬場出入口」で、本線トンネルとランプウェイトンネルを地中で連結する工事を行ったため、2015年(平成27年)1月以降、周辺地域に最大13.7cmもの地盤沈下が発生し、地表の建築物等に被害が生じた。
- (5) 2016年(平成28年)11月8日早朝、福岡市営地下鉄七隈線延伸工事の「博多駅工区」で「NATM工法」によりトンネル掘削工事中に、大規模な地下水漏出・地上道路陥没事故が発生した。

遠藤憲一弁護士の弁論

被告国に対して釈明を要求

国は、第1準備書面において大深度法各号の要件はすべて満たされているから本件処分は適法だと主張している。本当にそうなのか、**客観的根拠(資料)を示せと要求するのが求釈明**である。

今回は、

- (1) 交通混雑発生状況の根拠資料、データの提出、12分短縮になる根拠
- (2) 事業費の予算
- (3) 説明責任、住民への周知措置の履行状況
- (4) 地上及び浅深度地下の施設管理者との調整の有無、内容
- (5) 大気汚染測定の根拠とされている、「計画日交通量」の基礎データ、拡散式の当てはめ数字と換算式の計算過程
- (6) 事業区域に井戸が1件とはこれいかにという求釈明である。

環境影響評価などと資料ばかり大部だが肝腎な基礎データや計算式に用いたデータなどは秘匿ないし結論がかかっているだけである。「**環境影響評価**」ならぬ「**官許影響評価**」に騙されてはならない。

次回 求釈明の第2弾は、気泡(酸欠空気)問題の全面追及である。ご期待下さい。



2016年11月8日
博多の道路陥没事故

決意を新たにした提訴一周年集会(2018.12.15)

東京外環道訴訟は大深度法の違憲、違法を問うて、2017年12月18日に提訴しました。2018年12月15日提訴一周年記念集会を武蔵野公会堂にて開催しました。

「住宅の真下に巨大トンネルはいらない!～東京外環道の真実～」出版記念対談では、著者の丸山重威さん(ジャーナリスト)と橋本良仁さん(道路住民運動全国連絡会事務局長、リニア訴訟事務局次長)から、外環道は、全国各地の道路、リニア新幹線、ダム、辺野古、原発などと同じ構造の不要な国家事業。正義も力

がないと勝てないので、この本を広めて、多くの方にこの問題を知っていただき、大きな運動にしようとの訴えがありました。

弁護団からは、この1年の裁判の経過と今後について、また、車の両輪である裁判と運動との関係についていただきました。野川に噴出する気泡の映像も上映されました。

原告団の決意表明、国会議員・都議の皆様

からの激励・連帯のメッセージと続き、70名超の参加者一同で、この1年を振り返り、訴訟の意義を再確認し、決意を新たにしました。

